

議案第 1 1 0 号

さいたま市児童センター条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市児童センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 2 年 6 月 2 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市児童センター条例の一部を改正する条例

さいたま市児童センター条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 1 7 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前														
(名称及び位置) 第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	(名称及び位置) 第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。														
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>さいたま市立岩槻児童センター</td><td>[略]</td></tr><tr><td>さいたま市立仲本児童センター</td><td>さいたま市浦和区東仲町 2 8 番 1 5 号</td></tr></tbody></table>	名称	位置	[略]		さいたま市立岩槻児童センター	[略]	さいたま市立仲本児童センター	さいたま市浦和区東仲町 2 8 番 1 5 号	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>さいたま市立岩槻児童センター</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	名称	位置	[略]		さいたま市立岩槻児童センター	[略]
名称	位置														
[略]															
さいたま市立岩槻児童センター	[略]														
さいたま市立仲本児童センター	さいたま市浦和区東仲町 2 8 番 1 5 号														
名称	位置														
[略]															
さいたま市立岩槻児童センター	[略]														

附 則

この条例は、平成 2 3 年 5 月 1 日から施行する。